

# 建設汚泥再生利用個別指定業 申請の手引き

令和5年4月

横浜市資源循環局  
事業系廃棄物対策課

## 目次

1	個別指定制度	1
2	指定の対象となる産業廃棄物	1
3	指定の基準	2
4	申請の方法	3
	（1）申請者	3
	（2）指定証の交付までの流れ	3
	（3）申請受付	4
	（4）申請手数料	4
	（5）申請書類	4
5	指定後の手続き	4
	（1）変更の申請	4
	（2）変更の届出	4
	（3）指定証の再交付	5
	（4）廃止及び休止	5
	（5）実績の報告	5
6	問い合わせ先	5
○	別表	
○	様式集	

本手引きにおける用語は以下のとおりとします。

法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

規則 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

## 1 個別指定制度

横浜市内で産業廃棄物の処理を業として行う場合は、法第 14 条に規定する産業廃棄物処理業の許可を横浜市長から受ける必要がありますが、省令第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に規定する「再生利用されることが確実であると市長が認めた産業廃棄物のみの処理を業として行う者」であって、「市長の指定を受けた者」は、産業廃棄物処理業の許可は必要ありません。

一方、環境省から「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」（平成 18 年 7 月 4 日 環産発第 060704001 号）が出され、再生利用指定制度の運用について考え方が示されました。

そこで、本市においても「再生利用指定制度」により建設汚泥の有効利用を促進し、産業廃棄物の再生活用を図ることとしました。

「再生利用指定制度」には、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われる「個別指定」と、再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、同一形態の取引を広く一般的に指定する「一般指定」があります。

本手引きは、再生利用指定制度の「個別指定」について申請の手続きを規定するものです。

## 2 指定の対象となる産業廃棄物

指定の対象となる産業廃棄物は建設汚泥とし、以下の工事等から生じる建設汚泥を処理したもの（建設汚泥処理物）とします。

- シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事に伴って生じた無機性の汚泥
- 杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは、地中連続壁工法に伴って生じた無機性の汚泥
- 地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性の汚泥
- 上記以外の建設工事に伴って生じた無機性の汚泥

### 3 指定の基準

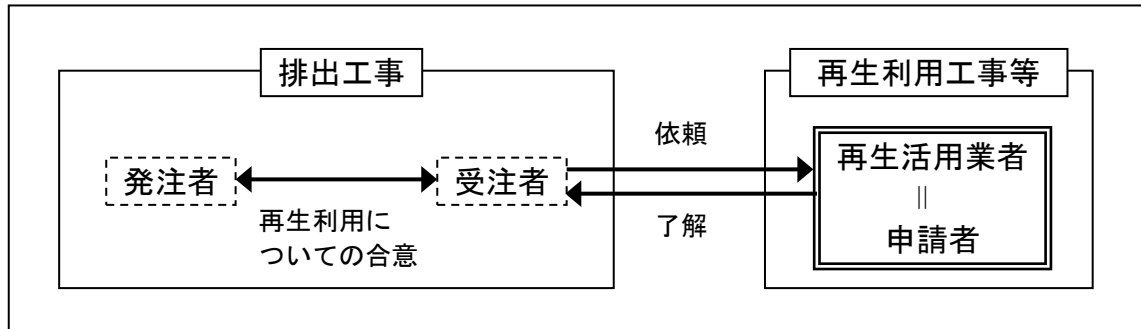
指定の基準は以下のとおりとします。

(1)	施設等の設置に関する基準 ア 省令第 12 条第 1 号及び第 3 号から第 7 号まで並びに省令第 12 条の 2 第 2 項に規定する基準 イ 施設等の設置に関する計画が当該施設等に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。
(2)	施設等の処理に関する基準 ア 発生量見込みが適正であり、処理計画に見合った処理能力を有すること。 イ 品質を確保できる設備であること（試験等での実証）。 ウ 建設汚泥を再生利用するために産業廃棄物中間処理業者の有する施設で処理を行う場合には、市内で中間処理を行う場合に限るとともに、当該再生利用に係る建設汚泥は他の廃棄物と区分して処理されること。
(3)	産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
(4)	産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
(5)	再生利用工事等一式を他社に請け負わせることがないこと。
(6)	引き取った建設汚泥処理物の全量を資材として再生利用の用に供するような事業計画であること。
(7)	再生利用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
(8)	再生利用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
(9)	法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
(10)	建設汚泥等の保管に関する基準 ア 建設汚泥等のストックヤードについては十分な面積の確保及び飛散や降雨による流出の防止対策等がなされていること。 イ 保管のための管理体制（保管管理者の設置等）が整っていること
(11)	建設汚泥等を確実に運搬できる管理体制が整えられていること。また、委託により運搬を行う場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用すること。
(12)	申請者と建設汚泥等を排出する工事を行う者との間で、再生利用に関する計画が書面により確認されていること。
(13)	排出現場が他の都道府県等に及ぶ場合は、排出現場を所管する都道府県等から事前に了解を受けていること。

#### 4 申請の方法

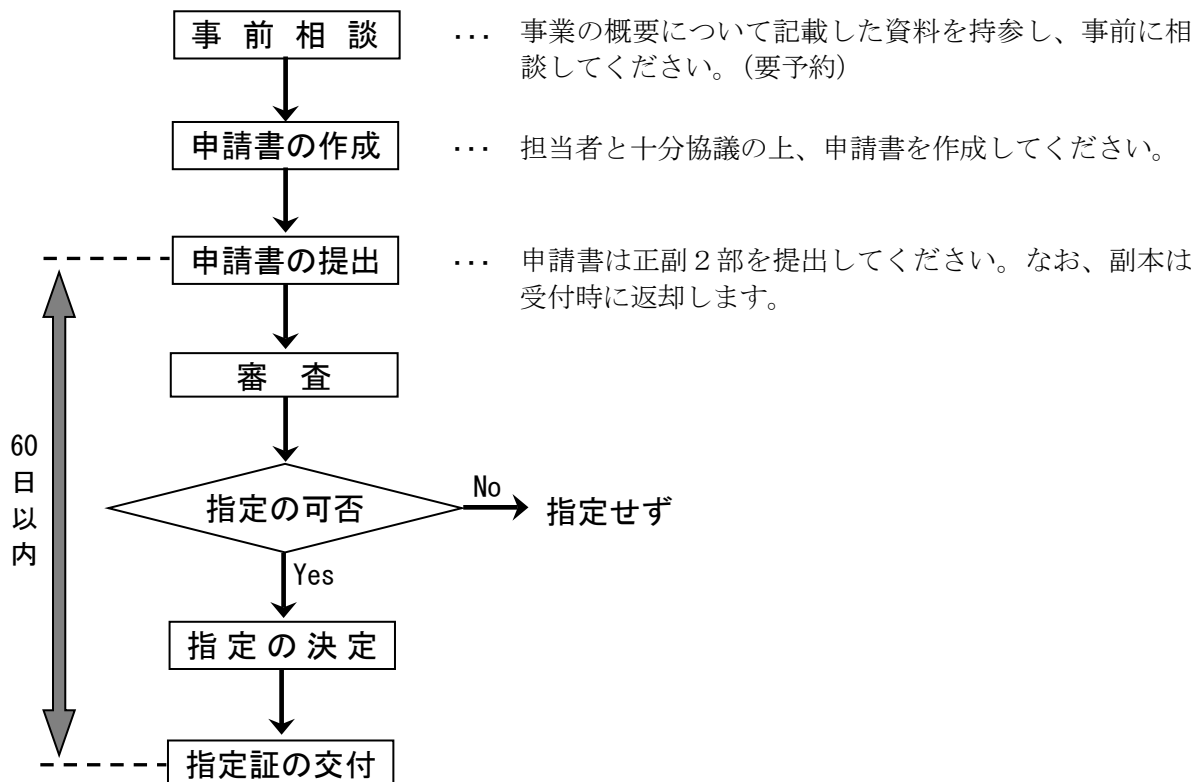
##### (1) 申請者

申請者は、建設汚泥の再生活用を事業範囲として指定を受けようとする者としてします。



##### (2) 指定証の交付までの流れ

指定証の交付までの流れは次のとおりとします。



### (3) 申請受付

開庁日の午前8時45分から午前11時、午後1時から午後4時の間に資源循環局事業系廃棄物対策課へ御来庁の上、提出してください。

### (4) 申請手数料

無料です（ただし、設置する施設が法第15条に規定する産業廃棄物処理施設に該当する場合は別途必要です）。

### (5) 申請書類

規則第32条第1項に規定する再生利用個別指定業指定申請書（第29号様式）並びに別表に示す添付書類及び図面を提出してください。

## 5 指定後の手続き

### (1) 変更の申請

事業範囲の変更をしようとする場合は、あらかじめ規則第32条第2項に規定する再生利用個別指定業変更指定申請書（第30号様式）並びに別表に示す添付書類及び図面のうち、本変更に係るものを提出しなければなりません。なお、変更に伴い、新たな指定証を交付しますので、変更前の指定証をご返却ください。

変更の申請が必要となる例	・ 取り扱う廃棄物の種別を変更する場合 ・ 再生利用の目的を変更する場合 ・ 再生利用の方法を変更する場合 など
--------------	--

### (2) 変更の届出

申請書に記載した事項を変更した場合は、変更した日から10日以内に、規則第32条第4項に規定する再生利用個別指定業申請事項変更届出書（第32号様式）並びに別表に示す添付書類及び図面のうち、本変更に係るものを提出しなければなりません。なお、指定証の記載事項に変更が必要なときは、新たな指定証を交付しますので、変更前の指定証をご返却ください。

<p>変更の届出が必要となる例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住所及び氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を変更する場合</li> <li>・取引関係を変更する場合 など</li> </ul>
---------------------	---

### (3) 指定証の再交付

再生利用個別指定業指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは規則第 32 条第 6 項に規定する再生利用個別指定業指定証再交付申請書（第 33 号様式）を遅滞なく提出しなければなりません。

### (4) 廃止及び休止

事業の全部若しくは一部を廃止又は休止したときは、廃止又は休止した日から 10 日以内に規則第 32 条第 7 項に規定する再生利用個別指定業廃止（変更）届出書（第 34 号様式）を提出しなければなりません。

### (5) 実績の報告

毎年 6 月 30 日までにその年の 3 月 31 日以前の 1 年間における再生利用実績（参考様式 5）を報告してください。

また、建設汚泥処理物の品質を確認したときは、その確認結果を速やかに報告してください。

## 6 問い合わせ先

横浜市 資源循環局 事業系廃棄物対策課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23 階

TEL 045-671-3446

FAX 045-663-0125

別 表

添 付 書 類	備 考
<p>(1) 事業計画の概要を記載した書類</p> <p>ア 再生利用工事等の名称</p> <p>イ 再生利用工事等の発注者名、工事金額、工期</p> <p>ウ 再生利用の場所及びその図面</p> <p>エ 建設汚泥等の利用用途</p> <p>オ 建設汚泥等の利用予定量</p> <p>カ 法令等に基づく許認可等を要する事業の場合、当該許認可等を得たものであることが確認できる書類</p> <p>キ 周辺地域の生活環境の保全に配慮された事業計画であることが確認できる書類</p> <p>ク 再生利用計画が反映された工事仕様書又は再生資源利用促進計画書の写し</p> <p>ケ 施工計画及び施工管理体制</p> <p>コ 再生利用において準拠しようとする技術基準の名称及びその写し</p> <p>サ 保管方法</p> <p>(ア) 所在地、面積、保管上限を記載した書類</p> <p>(イ) 平面図</p> <p>(ウ) 所有権又は使用权を有することが確認できる書類</p> <p>(エ) 管理体制</p> <p>シ 建設汚泥等の排出から再生利用されるまでのマテリアルフロー図</p> <p>ス 申請者と建設汚泥等を排出する工事を行う者との間の確認書の写し</p> <p>(ア) 建設汚泥等を排出する工事の件名及び概要</p> <p>(イ) 建設汚泥等の排出予定量及び利用予定量</p> <p>(ウ) 利用予定時期</p> <p>(エ) 建設汚泥処理物の利用用途</p>	<p>参考様式 1</p>



<p>(オ) 建設汚泥処理物の品質及びその確認方法</p> <p>セ 再生利用を行う建設汚泥の排出予定箇所において事前ボーリングした試料の分析結果（原則として工事面積2,500平方メートルごとに1検体とするが、発生場所が工場等の跡地等で汚染の可能性がある場合はおおむね100立方メートルごとに1検体とする。）</p> <p>ソ 土壤環境基準、土壤汚染対策法、その他関係法令等で定める品質を満足させるための方策</p> <p>タ 国土交通省によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準である「建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日）」の表-4「建設汚泥処理土の適用用途標準」を満足させるための方策</p>	
<p>(2) 取引関係を記載した書類</p> <p>ア 建設汚泥等を排出する工事を行う者</p> <p>(ア) 建設汚泥等を排出する工事を行う者の氏名又は名称及び所在地</p> <p>(イ) 工事名称</p> <p>(ウ) 発注者名、工事金額、工期</p> <p>(エ) 工事の場所及びその図面</p> <p>(オ) 排出する建設汚泥等の性状</p> <p>(カ) 建設汚泥等の処理方法</p> <p>(キ) 産業廃棄物処理施設を有する場合、施設の概要</p> <p>a 設置の場所</p> <p>b 施設の平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p> <p>c 施設の種類</p> <p>d 施設の処理能力</p> <p>e 位置、構造等の設置に関する計画書</p> <p>f 施設を設置しようとする場合は、着工予定年月日及び使用開始予定年月日</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>g 施設を設置しようとする場合は、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書</li> <li>h 施設を設置しようとする場合は、施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を記載した書類</li> <li>i 維持管理に関する計画書</li> <li>(ク) 生活環境保全上の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 粉じん飛散対策</li> <li>b 汚水流出対策</li> <li>c 騒音振動対策</li> <li>d その他生活環境保全に係る対策</li> </ul> </li> <li>(ケ) 品質管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 基準</li> <li>b 方法</li> <li>c 分析</li> </ul> </li> <li>(コ) 保管方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>a 所在地、面積、保管上限を記載した書類</li> <li>b 平面図</li> <li>c 所有権又は使用权を有することが確認できる書類</li> <li>d 管理体制</li> </ul> </li> <li>(サ) 建設汚泥等の再生利用について排出する工事を行う者と発注者との間で合意した文書の写し</li> <li>(シ) 工事請負契約書の表紙の写し</li> </ul>	参考様式 2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 建設汚泥等の収集運搬を行う者 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 建設汚泥等の収集運搬を行う者の氏名又は名称及び所在地</li> <li>(イ) 委託契約書及び許可証の写し（ただし、他人の産業廃棄物の運搬を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれる者に委託する場合に限る。）</li> </ul> </li> </ul>	

	<p>(ウ) 運搬計画及び管理体制</p> <hr/> <p>ウ 建設汚泥等の中間処理を行う者</p> <p>(ア) 建設汚泥等の中間処理を行う者の氏名又は名称及び所在地</p> <p>(イ) 委託契約書及び許可証の写し（ただし、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれる者に委託する場合に限る。）</p> <p>(ウ) 処理を行う建設汚泥等の性状</p> <p>(エ) 建設汚泥等の処理方法</p> <p>(オ) 産業廃棄物処理施設を有する場合、施設の概要</p> <p>a 設置の場所</p> <p>b 施設の平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図</p> <p>c 施設の種類</p> <p>d 施設の処理能力</p> <p>e 位置、構造等の設置に関する計画書</p> <p>f 施設を設置しようとする場合は、着工予定年月日及び使用開始予定年月日</p> <p>g 施設を設置しようとする場合は、工事の着工から施設の使用開始に至る具体的な計画書</p> <p>h 施設を設置しようとする場合は、施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を記載した書類</p> <p>i 維持管理に関する計画書</p> <p>(カ) 生活環境保全上の対策</p> <p>a 粉じん飛散対策</p> <p>b 汚水流出対策</p> <p>c 騒音振動対策</p> <p>d その他生活環境保全に係る対策</p>	<p>参考様式 2</p>
--	--	---------------

	<p>(キ) 品質管理</p> <p>a 基準</p> <p>b 方法</p> <p>c 分析</p> <p>(ク) 保管方法</p> <p>a 所在地、面積、保管上限を記載した書類</p> <p>b 平面図</p> <p>c 所有権又は使用権を有することが確認できる書類</p> <p>d 管理体制</p>	
	<p>(3) 生活環境保全上の対策を記載した書類</p> <p>ア 粉じん飛散対策</p> <p>イ 汚染流出対策</p> <p>ウ 騒音振動対策</p> <p>エ その他生活環境保全に係る対策</p>	参考様式 2
	<p>(4) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類</p>	
	<p>(5) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p>	
	<p>(6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</p>	
	<p>(7) 建設汚泥処理物の工事間利用に関する確認書</p>	参考様式 1
	<p>(8) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</p>	参考様式 3
	<p>(9) 事業を行うに足りる知識及び技術的能力を説明する書類</p>	
	<p>(10) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類</p>	参考様式 4
	<p>(11) 申請者が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p>	

※再生利用工事等が公共工事、公益工事の場合、表中網掛け箇所の書類について添付を省略することができます。

# 様式集

## 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

第29号様式	再生利用個別指定業指定申請書
第30号様式	再生利用個別指定業変更指定申請書
第31号様式	再生利用個別指定業指定証
第32号様式	再生利用個別指定業申請事項変更届出書
第33号様式	再生利用個別指定業指定証再交付申請書
第34号様式	再生利用個別指定業廃止（変更）届出書
第35号様式	再生利用個別指定業指定取消通知書

## 参考

参考様式1	確認書
参考様式2	生活環境保全上の対策
参考様式3	誓約書
参考様式4	事業開始資金及び調達方法
参考様式5	建設汚泥処理物再生活用業実績報告書
(別紙)	再生利用量（内訳）

第29号様式(第32条第1項)

再生利用個別指定業指定申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

住 所  
氏 名

〔 法人の場合は、名称・  
代表者の氏名 〕

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第32条第1項の規定により、廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う廃棄物の種別	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種別、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日
担当者名		連絡先

次の書類を添付してください。

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(A4)

第30号様式(第32条第2項)

再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

住 所

氏 名

( 法人の場合は、名称・  
代表者の氏名 )

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第32条第2項の規定により、再生利用個別指定業の事業範囲の変更の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指定年月日	年 月 日		
指定番号	第 号		
変更内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う廃棄物の種別	変更前	
		変更後	
変更の理由			
変更に係る再生利用の方法			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日		年 月 日	
担当者名		連絡先	

次の書類を添付してください。

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(A4)

第31号様式(第32条第3項)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

再生利用個別指定業指定証

住 所

氏 名

〔法人の場合は、名称・〕  
代表者の氏名

横浜市長



年 月 日に申請のありました再生利用個別指定業については、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第32条第3項の規定により、次のとおり指定します。

1 指定年月日

2 指定番号

3 事業の範囲

(1) 再生活用及び再生輸送の別

(2) 取り扱う廃棄物の種別

4 再生利用の方法

5 取引関係

(A4)



第32号様式(第32条第4項)

再生利用個別指定業申請事項変更届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、名称・  
代表者の氏名 〕

電 話 ( )

年 月 日横浜市 指令第 号で申請を受けました再生利用個別指定業の指定申請事項について、次のとおり変更しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化、及び適正処理等に関する規則第32条第4項の規定により届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号	第 号	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
事業所及び事業場の所在地		
再 生 利 用 の 目 的		
再 生 利 用 の 方 法		
取 引 関 係		

(A4)

第33号様式(第32条第6項)

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

住 所

氏 名

[ 法人の場合は、名称・  
代表者の氏名 ]

電 話 ( )

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第32条第6項の規定により、次のとおり再生利用個別指定業指定証の再交付を申請します。

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う廃棄物の種別
再交付申請の理由	

(A4)

第34号様式(第32条第7項)

再生利用個別指定業廃止(変更)届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、名称・  
代表者の氏名 〕

電 話 ( )

再生利用個別指定業の <sup>全部</sup> <sub>一部</sub> を廃止(変更)しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第32条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定年月日	年 月 日
指定番号	第 号
全部・一部の廃止(変更)年月日	年 月 日
廃止(変更)した事業の範囲	

(A4)

第35号様式(第32条第8項)

横浜市 指令第 号  
年 月 日

再生利用個別指定業指定取消通知書

住 所  
氏 名 様

〔 法人の場合は、名称・  
代表者の氏名 〕

横浜市長



年 月 日横浜市 指令第 号で指定しました について  
は、 の規定に基づき、次のとおり指定を取り消します。

1 取消事項

2 取消理由

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

確 認 書

年 月 日

甲

印

乙

印

甲及び乙は、次のとおり、甲の工事で排出する建設汚泥を、乙の工事で再生利用することについて確認する。

建設汚泥の排出を予定している工事 (甲)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	担当者	部課係名		
		担当者名		
		連絡先		
建設汚泥処理物の利用を予定している工事 (乙)	工事件名			
	工事場所			
	工事概要			
	担当者	部課係名		
		担当者名		
		連絡先		
再生活用の概要	工事間利用	排出予定量	(m3)	
	予定量	利用予定量	(m3)	
	排出予定時期	年 月 日～		年 月 日
	利用予定時期	年 月 日～		年 月 日
	利用用途			
	利用品質			
備 考				

## 生活環境保全上の対策

	生活環境保全上の対策
粉じん飛散対策	
汚水流出対策	
騒音振動対策	
その他生活環境保全に係る対策	

※ 必要に応じて対策の方法を示した書類及び図面を添付すること。

(A4)

## 誓約書

## 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第5項第2号に規定する欠格要件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1又は2のいずれかに該当するもの
- 4 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1又は2のいずれかに該当する者のあるもの
- 5 個人で政令で定める使用人のうち1又は2のいずれかに該当する者のあるもの
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

## 法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

## 法第7条第5項第4号ハの生活環境の保全を目的とする法令

- ①大気汚染防止法、②騒音規制法、③海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、④水質汚濁防止法、⑤悪臭防止法、⑥振動規制法、⑦特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、⑧ダイオキシン類対策特別措置法、⑨ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

## 法第7条第5項第4号ヘ、リ及びヌの政令で定める使用人

- 申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの
- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - ② ①に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

上記欠格要件1から6のいずれにも該当しないことを確認のうえ誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

## 事業開始資金及び調達方法

資 金 の 総 額		円
内     訳		円
		円
資 金 調 達 方 法		



再生利用実績報告書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

住 所

氏 名

〔 法人の場合は、  
名称・代表者の氏名 〕

電 話 ( )

再生利用個別指定業に係る再生利用実績を次のとおり報告します。

指定年月日及び指定番号	年 月 日 指 定 第 号
報 告 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
再 生 利 用 の 目 的	
受 入 量 (m <sup>3</sup> )	
再 生 利 用 量 (m <sup>3</sup> )	

※ 排出工事が複数ある場合には、工事ごとの内訳量が分かる別紙を添付すること。

(A4)

再生利用量 (内訳)

(単位 : m<sup>3</sup>)

排出工事の名称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
計													

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

市庁舎23F

電話 (045)-671-3446

FAX (045)-663-0125

令和5年4月